

要求水準書 新旧対照表

No	本編	資料 番号	頁 第1	1	(1)	ア (ア)	a (a)	項目等	旧	新
1	本編		44 第3	2	(2)	イ (ウ)	(b)	水質検査機器	i)測定値を記録できるハンディ残留塩素計を使用して水道水内の塩素を測定し、適切な数値(遊離残留塩素0.1mg/リットル以上)になったことを確認し、検査結果を記録すること。	i)測定値を記録できるハンディ残留塩素計を使用して水道水内の塩素を測定できること。
2	本編		58 第4	5	(1)		c	環境衛生業務	管理基準に従って、残留塩素の測定を実施し、衛生的給水管理を行うこと。残留塩素の測定については、毎日、各給水配管系の末端の水栓(1ヶ所)にて定点(1点)測定を行い、遊離残留塩素0.1mg/リットル以上であるかどうか確認し、所定の用紙に記録し、本町に報告すること。	c.本町が毎日、各給水配管系の末端の水栓(1ヶ所)にて定点(1点)測定を行った結果、遊離残留塩素0.1mg/リットル未満となる場合には、事業者にて原因を調査し、必要な措置を講ずること。